平成２７年（フ）第５７号
神奈川県横須賀市浦上台２丁目23番２号　エスポア24浦上台202
債務者　鈴木　宏美（旧姓増田）
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２７年（フ）第８５号
沖縄県那覇市字与儀244番地１　オアシス松金402
債務者　糸数　正人
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１１０号
沖縄県那覇市楚辺３丁目８番10号　中村荘202
債務者　國吉　雅子
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１０６号
沖縄県浦添市伊祖４丁目18番２－201号　コーポ桂Ⅱ
債務者　石川　　忍（旧姓饒平名）
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年８月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第１２０号
宮城県多賀城市桜木３丁目５番　Ａ－23号
債務者　木村　聖治
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第２１２号
仙台市太白区西中田７丁目21番12―411号
債務者　我妻加代子
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第５６号
秋田県潟上市天王字ハラへ97番地　ハラへ団地６号
債務者　上野　大貴
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２６３号
茨城県つくば市稲荷前９番地４　コーポノグチ103号、前住所茨城県つくば市竹園２丁目４番地14　レジデンス竹園202号
債務者　榎本千恵子
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第６３号
茨城県土浦市中高津２丁目18番２－302号　市営中高津住宅
債務者　小林　博江
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第６６号
茨城県石岡市貝地２丁目８番35号　アリス石岡202号
債務者　三浦　一宏
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第６７号
茨城県かすみがうら市宍倉6147番地253
債務者　星　　芳和
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第６８号
茨城県かすみがうら市宍倉6147番地253
債務者　星　　華世
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第８２号
茨城県つくばみらい市紫峰ヶ丘３丁目16番地２　メゾンドアヴェニールＣ－101、前住所茨城県つくば市並木２丁目９番地　デュオヒルズつくば学園都市215号
債務者　秋山　典貴
1　決定年月日時　平成27年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第７１号
山梨県南アルプス市十日市場974番地１　サンハイツ金丸１－Ｅ号、前住所山梨県南アルプス市小笠原432番地13
債務者　大森　　博
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１０３号
岐阜市美江寺町１丁目５番地、前住所名古屋市中川区豊成町１番２－1104号　豊成団地
債務者　池田美津子
1　決定年月日時　平成27年５月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第８号
静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本1240番地の14　611号
債務者　若杉　明美
1　決定年月日時　平成27年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
静岡地方裁判所下田支部